

「厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案」について(概要)

令和8年8月

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

1. 改正の趣旨

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」という。)においては、
 - ・ 国民の生存に必要不可欠であること等の要件を満たす物資について、特定重要物資として政令で指定し(法第7条)、
 - ・ 特定重要物資及びその生産に必要な原材料等(以下「特定重要物資等」という。)の安定供給確保を図ろうとする者は、その取組に関する計画(以下「供給確保計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる(法第9条第1項)こととされている。
- 本年6月に公布された、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(令和8年法律第38号。以下「改正法」という。)により、法が改正され、法第9条第1項の認定を受けた者(認定供給確保事業者)は、供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合に、主務大臣に対して、関係者へ必要な協力を求めるよう申し出ることができる旨の規定等が追加された(法第11条の2)。
- これを踏まえ、厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令(令和7年厚生労働省・経済産業省令第1号。以下「省令」という。)において、新たに認定供給確保事業者から厚生労働大臣・経済産業大臣への申出書の様式を定める等の改正を行う。

2. 省令案の概要

関係者に対する協力の求めの申出について(省令第9条、省令第12条及び様式第12の2関係)

改正法による改正後の法第11条の2第1項の規定による申出をしようとする認定供給確保事業者は、所定の様式による申出書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない旨を定める(省令第9条の新設)とともに、当該様式を

定めることとする(様式第 12 の 2 の新設)。

また、省令現第 11 条(上記省令第 9 条の新設により第 12 条となるもの。)において定める取組の実施の支障時等の報告を行う場合から、法第 11 条の 2 第 1 項の規定による申出をする場合を除くこととする。

さらに、省令第 9 条を新設することに伴い発生する条ずれへの対応等、形式面での所要の改正を行う(第 9 条の新設に伴う、現第 9～11 条の繰り下げ、当該条項を引用している様式第 13 の修正等)。

3. 根拠規定

改正法による改正後の法第 11 条の 2 第 1 項

4. 公布日及び施行日

公布日:令和 8 年 9 月中旬を予定

施行日:改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和 8 年 9 月 18 日(予定))

以上